

授業での実験・実習に関する申合せ

平成9年 1月20日

第7回臨時教務委員会

改正 平成25年12月18日

教員は、授業で実験・実習を行う場合、学生にその目的、内容についての十分な情報を提供し、学生の理解を得て、以下のことに基づき行うものとする。

1 基本原則

- ① 実施する実験・実習は教育に欠かせないものでなければならない。
- ② 実験・実習の趣旨の説明を事前に文書又は口頭で行う。
- ③ 予想される利益、危険性、不快さについて事前に文書又は口頭で知らせる。
- ④ 被験者となる学生の健康状態、既往歴を確認し、同意を得る。
- ⑤ 実験・実習で使用する装置・機器の安全性を事前に十分に確認する。
- ⑥ 身体的・精神的な不利な影響を最小限にとどめるための適切な予防手段を講ずる。
- ⑦ 実験・実習の結果を公表、転用する場合は、その旨を事前に知らせる。
- ⑧ 事故の対応方法を文書又は口頭で知らせる。
- ⑨ 身体の傷害を受けた時の保険等の処置について知らせる。
- ⑩ プライバシーを尊重する。

2 事故の対処方法

- ① 科目担当教員は、必要な処置を直ちにとり、教務課に報告をする。
- ② 教務課は、科目担当教員の所属する学務委員及び関係者に連絡をする。
- ③ 学生から直接訴えを聴いた教員（クラス担任教員等）は、当該科目担当教員及び所属の学科長、センター長又は専攻科長と連絡・協議し、学生に対して適切に対応し、訴えの内容、指導の経過を記録に残し、科目担当教員の所属する学務委員に報告をする。
- ④ 当該学務委員は、学務委員長に実験・実習による事故報告書（別紙様式）で報告する。
- ⑤ 事故の報告を受けた学務委員長は、学務委員会で審議し、教授会に報告する。
- ⑥ 対外的に公表するかどうかは、学長が判断する。
- ⑦ 学生教育研究災害傷害保険については、その補償手続きのための対応をする。

付 則

この申合せは、平成25年12月18日から施行する。